

図書館要覧

平成 30 年度

古賀市立図書館

Koga City Public Library

目 次

1. 古賀市の概要	1
2. 施設の概要	2
3. 古賀市立図書館の沿革	3
4. 図書館の活動目標	7
5. 資料収集方針	8
6. 図書館の組織 予算・決算	9
7. 蔵書構成	10
8. 図書館の利用案内	11
9. 図書館の利用状況	12
10. 雑誌・新聞タイトル一覧	15
11. 平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画	16
12. 読書活動事業	19
13. 地域文庫紹介	26
14. 条例・施行規則	28

1. 古賀市の概要

古賀市は福岡県の北西に位置し、東に犬鳴の山々、西に玄界灘を望みその海岸線は美しい白砂青松の海岸を擁し、42.07km²の面積を有しています。緑深き山々を水源として流れ出す大根川と青柳川は東部に広がる田園を潤して玄界灘へ注ぎ、犬鳴山系の最高峰「西山」は標高645m、宮若市との境にあり素晴らしい眺めを楽しめ、山と川、海に育まれた豊かな自然環境にあります。

さらに、平成25年3月には、谷山北地区遺跡群の発掘調査で、古墳時代の金銅装の馬具一式や武具・農具が出土しました。これらが発掘された「船原古墳」は、専門家からも「非常に貴重で重要な発見」と注目されており、平成28年10月に国の史跡に指定されました。

また、奈良・平安の時代には都から大宰府へ通じる官道が通り、近世では唐津街道、現在は九州自動車道、JR鹿兒島本線、国道3号、495号線が走り、古賀市は今も昔も交通の要衝となってきました。

そして、この交通の利便性ととともに、福岡市、北九州市両政令指定都市の中間地という地理的条件に恵まれている古賀市には多くの企業が進出し、製造品出荷額も県内9位で、県下有数の工業力を有しています。

人口も平成6年には5万人を超え、平成9年には市制を施行し古賀市が誕生、現在では、人口も6万人に迫り、福岡都市圏の中核都市として、その役割を担っています。

この恵まれた環境のもと、「つながり にぎわう 快適安心都市 こが〜豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち〜」をまちづくりの将来像にかかげ、さまざまな施策を展開してきましたが、古賀市の特徴である交通の利便性や豊かな自然、誇れる歴史遺産、県下有数の工業力などを生かし、さらに「住んで良し」、「子育てして良し」、「働いて良し」の『選ばれるまち』をめざしたまちづくりに取り組んでいます。

ひとのデータ（ ）は前年比

人 口……58,730人 (+190)

男 性……28,115人 (+88)

女 性……30,615人 (+102)

世帯数……24,858世帯 (+341)

データ 2018年3月31日現在

古賀市



2. 施設の概要

(平成 30 年 6 月現在)

(1) 所在地

〒 811-3103 古賀市中央二丁目 13 番 1 号
TEL 092-942-2561 FA X 092-944-0918

(2) 施設の概要

「サンフレアこが（複合文化施設）」として開館（平成 6 年 11 月 1 日）

敷地面積 565,875㎡
構 造 鉄筋コンクリート造地上 2 階
併 設 古賀市立歴史資料館 2 階
建築面積 2063,28㎡
延床面積 3607,744㎡
(図書館部分 1 階 1862,287㎡)

着 工 平成 5 年 9 月 14 日
竣 工 平成 6 年 8 月 31 日
増 築 平成 16 年 8 月 31 日（こがめルーム 36㎡）
増 床 平成 28 年 1 月 15 日（150㎡）

「古賀市生涯学習センター（通称：リーパスプラザこが）市立図書館」へ
名称変更（平成 28 年 8 月 1 日）

(3) 施設の図面



図書館

- * 閲覧室
- * こがめルーム
- * 児童コーナー
- * 絵本コーナー
- * AV コーナー
- * 朗読点字室

3. 古賀市立図書館の沿革

年号	年	月	事	跡
大正	12		席内尋常小学校の敷地内に席内村立図書館（薄図書館）創立	
昭和	8		文部省より席内村立図書館表彰	
	20		終戦により薄図書館廃館	
	22	5	学校教育法施行規則により町内各小・中学校に学校図書館を設置し活発な活動が始まる	
	36	5	古賀東小学校「西日本母と子の読書会」誕生	
	37	3	町内小学校4校「古賀町母と子の20分間読書」結成	
	44	8	第1回「古賀町母と子の読書のつどい」開催	
	48	4	「古賀町図書館設置条例」を施行	
			図書館司書を正式配置開始（青柳小学校、小野小学校、町立図書館）	
		9	「古賀町図書館の管理と運営に関する規則」を施行	
	10		古賀町立図書館 蔵書 3,757 冊で開館・館外貸出開始	
			初代館長 中村 隆則 就任	
	53		最初の地域文庫「たけのこ文庫」開設	
			「どうようおはなし会」開始	
	54	5	「えほん研究会」開始（平成5年4月終了）	
		10	「かめのこ文庫」開設（平成元年12月閉鎖）	
	55	2	「れんげ草文庫」開設（平成2年4月閉鎖）	
	57	4	第二代館長 渋谷 近 就任	
	59	5	「子どもの本をよむ会」開始（平成5年4月終了）	
	59	7	「花鶴丘3丁目文庫」（現「あすなろ文庫」）開設	
	62	4	第三代館長 村山 競 就任	
	63	4	「ひばり文庫」開設（平成21年7月閉鎖）	
平成	元	6	「しらさぎ文庫」開設	
	2	3	「コスモス文庫」開設	
	4	8	古賀町複合文化施設建設検討委員会を設置	
	5	4	第四代館長 八尋 七郎 就任	
		9	新図書館着工	
		12	「こじか文庫」開設	
	6	4	新図書館移転業務のため図書館休館 10月まで	
		6	図書館利用者カード事前登録開始	
		8	新図書館竣工	
		10	コンピューター導入による図書館システムを開始	
			新図書館オープンセレモニー	
	11		古賀町複合文化施設設置条例を施行。施設名を「サンフレアこが」と称し	
			1階に「古賀町立図書館」、2階に「古賀町立歴史資料館」を設置	
			新図書館を開館し、貸出開始 蔵書 93,630 冊	
			「星の子文庫」開設	
		12	A V 資料貸出開始	
	7	4	第五代館長 安武 敏夫 就任	
		12	日曜日半日開館から一日開館へ	



薄 恕一（1866～1956）
席内村に図書館を設置寄贈して“古賀市立図書館の礎”を築いた

- 8 1 蔵書 10 万冊を超える
- 3 県立図書館とネットワーク（F L ネット）を結ぶ
- 4 第六代館長 村山 間 就任
- 10 読書講座開講（年 5 回）
- 11 第 1 回図書館まつり開催
- 12 「名画会」開始
- 9 3 蔵書冊数 123,096 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 7 「子ども映画会」開始
- 8 貸出冊数 10 冊 開始
- 10 市制施行により古賀市立図書館になる
- 10 3 蔵書冊数 136,071 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 11 3 蔵書冊数 146,657 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 4 図書館コンピュータ機器更新
粕屋地区公共図書館等 配本車事業開始（相互貸借）
- 5 読書講座開講（11 年度より年 10 回）
- 12 3 蔵書冊数 164,952 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 11 H P 開設
- 13 3 蔵書冊数 170,055 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 10 どうようおはなし会 500 回となる
- 14 3 蔵書冊数 183,702 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 8 福岡都市圏公共図書館等広域利用開始
- 15 3 蔵書冊数 192,723 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 4 図書館資料データ変更（O P L データを T R C データに）
- 8 ブックススタート事業開始（健康づくり課、こども政策課、市立図書館との
合同事業）
- 16 2 福岡県図書館情報システム（ILL）参加
- 3 図書館コンピュータ機器更新 蔵書冊数 204,603 冊（雑誌・A V 含む）
- 4 第七代館長 小西 欣也 就任
古賀市親子読書会「子どもの読書活動 優秀実践団体の部」文部科学大臣
表彰
- 5 インターネット端末（2 台）提供開始 W e b での蔵書検索可能となる
- 9 市民の寄付による「こがめルーム」増設（36㎡）
- 17 3 盗難防止用ゲート設置、蔵書冊数 207,448 冊（雑誌・A V 含む）
- 4 青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業」開始
- 9 「おはなしのへや」撤去工事
- 18 3 蔵書冊数 213,921 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 4 「古賀市子ども読書活動推進計画」策定
古賀市立図書館「子どもの読書活動 優秀実践図書館の部」文部科学大臣
表彰
データベース情報提供開始（聞蔵Ⅱ、ジャパンナレッジ）
- 6 「赤ちゃんおはなし会」開始
- 10 青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業 福岡地区読書研修会」
開催
- 19 3 蔵書冊数 213,301 冊となる（雑誌・A V 含む）



旧町立図書館

- 19 4 第八代館長 簗原 弘二就任
図書館利用者カード再発行有料化
- 10 青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業 読書フォーラム」開催
- 11 市制施行 10 周年記念「第 12 回図書館まつり」開催
- 20 3 蔵書冊数 208,392 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 4 第九代館長 木戸 一雄 就任
- 10 図書館マスコット「ことちゃん」決定
「小さい子のおはなし会」開始
- 21 3 蔵書冊数 212,124 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 7 古賀市複合文化施設運営協議会設置
布の絵本ボランティア「つくしんぼ」発足
- 22 3 蔵書冊数 222,475 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 4 I C タグ導入開始（新刊）
- 6 I C タグ対応盗難防止ゲート設置
図書館管理システム更新（LiCS-Re へ）
- 7 I C タグ貼付作業開始（所蔵資料 22 万冊対象 県緊急雇用創出事業）
「24 時間テレビ 愛は地球を救う」から拡大読書機、デイジー再生機が寄贈され、朗読点字室に設置
- 10 I C タグ貼付作業終了
- 11 自動貸出機導入
- 23 3 蔵書冊数 225,251 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 4 第十代館長 矢野 博昭 就任
- 10 「赤ちゃんおはなし会」2 部制開始
- 24 2 Web 予約開始
- 3 蔵書冊数 222,683 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 5 データベース情報提供開始（法情報総合データベース）
名画会 200 回記念開催（平成 8 年 12 月から）
- 7 「どようおはなし会」1,000 回記念開催（昭和 53 年 6 月から）
- 9 J R 古賀駅に「図書返却ポスト」設置
- 10 「古賀市子ども読書活動推進計画」改訂
- 11 レファレンスデスク設置
- 25 1 「赤ちゃんおはなし会」100 回記念開催（平成 18 年 6 月から）
- 3 蔵書冊数 226,171 冊（雑誌・A V 含む）
- 6 情報提供ラック事業開始
- 26 3 蔵書冊数 228,227 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 4 第十一代館長 梅谷 悦二 就任
- 27 3 蔵書冊数 229,252 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 8 空調・照明改修及び増床工事のため閉館
- 9 臨時図書館開館
- 12 臨時図書館閉館
- 28 1 空調・照明改修及び増床工事完成（増床 150㎡）
図書館マスコット「ことちゃん」の着ぐるみ寄贈（コスモス文庫 村山美和子氏より）
図書館管理システム更新（LiCS-Re2 へ）



図書館マスコット
「ことちゃん」

- 2 図書館リニューアルオープン
- 3 法情報総合データベース提供終了
蔵書冊数 229,499 冊となる（雑誌・A V 含む）
- 4 データベース情報提供開始（ルーラル電子図書館）
雑誌スポンサー制度開始
読書ノート事業開始
- 5 セカンドブック事業開始
- 7 古賀市子ども読書活動推進計画策定協議会設置
「古賀市複合文化施設サンフレアこが 市立図書館」
の名称廃止〔古賀市複合文化施設条例廃止〕
古賀市複合文化施設運営協議会の廃止〔古賀市複合
文化施設運営協議会設置規則廃止〕
- 8 「古賀市生涯学習センター（通称：リーパスプラザこが）市立図書館」へ
名称変更
古賀市図書館協議会設置
古賀市中学生読書サポーター養成講座実施
- 29 1 「小さい子のおはなし会」100 回達成（平成 20 年 10 月から）
2 「赤ちゃんおはなし会」200 回達成（平成 18 年 6 月から）
3 蔵書冊数 232,771 冊（雑誌・A V 含む）含む
4 学校図書館市民開放用一般図書の配本開始
- 10 「第 3 次古賀市子ども読書活動推進計画」策定
- 30 3 聞蔵Ⅱ、ジャパンナレッジ、ルーラル電子図書館データベース提供終了
蔵書冊数 235,514 冊となる（雑誌・A V 含む）



図書館マスコット
着ぐるみ「ことちゃん」



リーパスプラザグランドオープン
「ことちゃん原画展」4 月 8 日～ 16 日開催

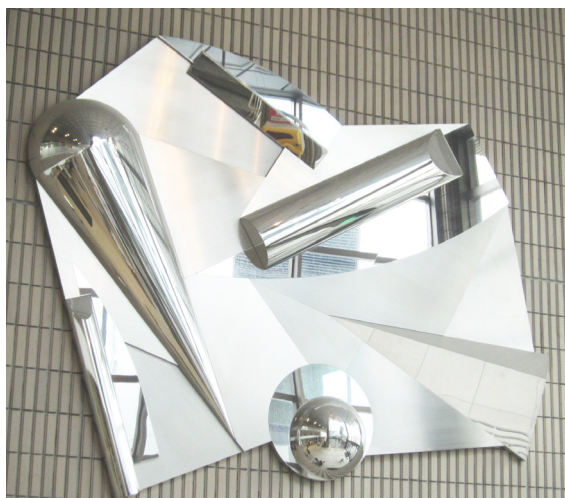
4. 図書館の活動目標

図書館の運営方針

- 市民の「知る自由」を保障し、生涯学習を支援する情報センターとしての図書館
- 地域の情報拠点として市民の暮らしに役立ち、豊かな心を育てる図書館
- 社会の変化や地域の実情に応じ、市民とともに成長し、市民に信頼され支持される図書館

平成30年度の活動目標

- 市民のニーズや地域の課題に対応したレファレンスサービス（情報提供等）の実施
- 郷土・行政資料の収集・保存、利用者への情報提供の実施
- 「第3次古賀市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、家庭・地域、読書ボランティア団体、学校等と連携した読書活動の推進
- 読書講座・読書ボランティア養成講座、図書館まつり等の講座や行事の実施
- 福岡県内各公共図書館等及び国立国会図書館との総合ネットワークの活用
- 学校図書館における市民開放用一般書の配本及び読書ノートの配布等による読書活動支援



「智恵の冒険」

作 望月菊麿

5. 資料収集方針

古賀市立図書館資料収集方針

(平成 26 年 3 月 古賀市教育委員会告示)
(改正 平成 28 年 7 月 古賀市教育委員会告示)

(趣旨)

第 1 条 この方針は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 3 条第 1 号に規定する事業を十分かつ円滑に運営するため、古賀市立図書館（以下「図書館」という。）における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 図書館は、市民（図書館の利用者を含む。以下同じ。）の基本的な権利の一つである知る自由を社会的に保障する機関の一つであることに鑑み、市民が必要としその知的関心を刺激する多様な資料を図書館の責任において豊富に揃え、提供しよう努めるものとする。

2 図書館は、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を収集するものとする。

3 図書館は、資料の収集に当たっては、市民の要望並びに社会の要請及び地域の実情を踏まえ、組織的かつ系統的に行うものとする。

4 図書館は、収集する資料が持つ思想や主張は読者である一人ひとりの市民の自由な思索と判断に委ねられていることに鑑み、資料の収集を中立かつ公正な立場で行うものとする。

5 図書館は、市民の知的関心に応える証としてこの収集方針を公開し、広く市民の理解と協力を得て、市民の資料要求に応えられる蔵書を構成するものとする。

6 図書館員は、前各項の規定の趣旨を十分に理解するとともに、この収集方針に則って資料の収集に当たらなければならない。

(収集資料の種類)

第 3 条 収集する資料の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 行政資料
- (4) 郷土資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) 障がい者用資料
- (7) その他前条第 2 項に規定する資料

(資料収集の留意点)

第 4 条 資料収集については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集すること。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、

その著作を排除することはしないこと。

- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しないこと。
 - (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしないこと。
- 2 寄贈図書の入入れに当たっても前項各号に掲げる事項に留意するものとする。

(資料の選定方法)

第 5 条 資料の選定調整を行うため、図書館員で構成する図書館資料選定委員会を設置する。

2 資料の選定調整を行う場合には、あらかじめ前項の図書館資料選定委員会の議決を経るものとする。

3 図書館長は、前項の議決の結果を十分に尊重し、資料の選定に当たるものとする。

(蔵書の更新)

第 6 条 図書館は、常に新鮮で適切な蔵書構成を維持し、充実させるために資料の更新を行うものとする。

2 開架書架においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 利用の可能性が少なくなった資料、新たな資料によって代替できる資料及び古くなった資料は閉架書庫に移すこと。
- (2) 将来の利用や資料価値がない資料は除籍すること。
- (3) 頻繁に利用される資料が破損等のために利用に供することができなくなったときは、同一資料の買い替え等の更新を行うこと。

(市民の要望及び意見の尊重)

第 7 条 市民の蔵書に関する要望及び意見については、広くこれを収集し、蔵書構成の充実に役立てよう努めるものとする。

(委任)

第 8 条 この収集方針に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は、図書館長が定める。

6. 図書館の組織 予算・決算

組 織

(平成 30 年 6 月現在)

職員内訳

館 長

職 員・・・ 7 名 (司書 6 名)
1 名 (嘱託職員司書 1 名)

臨時職員・・・ 11 名

	区 分	事 務 分 掌
1	館 長	図書館全般の統括、渉外
2	係 長	図書館の総合的な管理・運営、図書館業務の総括指導
3	職 員	図書館業務の調整 図書館資料に関すること (選択、収集、組織化、除籍) ・図書 ・雑誌 ・新聞 ・AV 資料 ・郷土資料 カウンター業務 (貸出、返却、利用者登録、予約、複写、レファレンス業務など) 行事等の立案、企画・運営 (読書講座、名画会、講演会、図書館まつりなど) 図書館広報 子ども読書活動推進 (おはなし会、ブックスタート、セカンドブック、赤ちゃん おはなし会、小さい子のおはなし会など) 諸団体との連携 (学校図書館、親子読書会、地域文庫、読書ボランティア) 見学、職業体験・インターンシップ等の受入 督促 一般事務、予算管理

予算・決算

歳出 10 款 6 項 4 目 図書館費

	経 費	29 年度決算額	30 年度予算額	摘要
	図書館費総額 (A + B + C)	107,177,465	106,120,000	
A	人件費	75,030,727	75,872,000	職員 9 人、臨時職員 11 人
B	資料費 (a + b + c)	16,767,258	16,025,000	
	a 図書費	14,001,988	13,700,000	
	b 雑誌・新聞費	1,770,270	1,825,000	
	c 視聴覚資料費	995,000	500,000	
C	その他の費用	15,379,480	14,223,000	

※臨時職員 11 名は日本図書館協会の公共図書館調査による換算人数

7. 蔵書構成

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

図書館の資料点数は次の通りです。

区分	一般書	児童書	図書 計	A V 資料	総合計	雑誌
資料数	154,861	67,601 (2,301)	222,462	6,881	229,343	167 タイトル (6,171 冊)

※児童書の（ ）内は紙芝居・パネルシアターの蔵書数

冊子 2 6 8 冊は一般書に含む

AV 資料は、ビデオ、DVD、LD、CD、カセットブックを含む

☆ その他の資料

朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、読売新聞、西日本新聞、産経新聞、The Japan Times、週刊読書人、学校図書館速報版、朝日小学生新聞、朝日中高生新聞、夕刊（日本経済、西日本）、高校生新聞

☆ 他、パンフレット類

分類別蔵書数

(平成 30 年 3 月末 蔵書数)

種類	分 類	蔵書数	種類	分 類	蔵書数
一 般 書	0 総 記	5,103	児 童 書	8 言 語	1,082
	1 哲 学	5,524		9 文 学	22,055
	2 歴 史	15,504		E 絵 本	27,663
	3 社 会 科 学	20,404		P 紙 芝 居 パネルシアター他	2,301
	4 自 然 科 学	10,855		小 計	67,601
	5 技 術	14,195		図 書 合 計	222,462
	6 産 業	5,190	A V 資 料	VT ビデオテープ	455
	7 芸 術	16,792		CD	3,977
	8 言 語	3,058		LD	0
	9 文 学	57,968		CB カセットブック	438
	小 計	154,593		DVD	2,011
	冊 子	268		CD-ROM	0
児 童 書	0 総 記	453	A V 合 計		6,881
	1 哲 学	430	逐 次 刊 行 物		
	2 歴 史	1,802	雑誌 (タイトル数)		167 タイトル
	3 社 会 科 学	2,731	新聞 (一年間保存)		12 紙
	4 自 然 科 学	4,285			
	5 技 術	1,546			
	6 産 業	1,037			
	7 芸 術	2,216			

8. 図書館の利用案内

古賀市民及び市立図書館利用者（以下「利用者」という。）に、図書、新聞、雑誌、AV 資料などを提供し、読みたい本のリクエストに応じるため予約サービスを行う。また、利用者からの質問に応じレファレンスサービス等を行う。

1. 開館時間 火曜日～日曜日 午前10時～午後6時
2. 休館日 毎週月曜日
月曜日が祝日の時は開館し、翌平日休館
第4木曜日（図書及び資料等の整理日）
年末年始（12月28日～1月4日）、特別整理期間
3. 貸出要件 古賀市民及び市内に通勤・通学している人、
または福岡都市圏に住んでいる人
4. 貸出冊数 図書は1人10冊まで（雑誌、紙芝居含む）
その他にビデオ又はDVDは1点、CD・カセットブックは各2点以内
5. 貸出期間 図書は15日間
雑誌、AV資料（ビデオ、DVD、CD、カセットブック）は8日間
6. 貸出方法 NEC 図書館システム LiCS－Re2 による電算処理
7. サービス リクエスト、レファレンス、インターネット検索、コピー
8. 読書活動 おはなし会、読書講座、読書講演会、親子読書推進活動、本の展示、広報等
9. 文庫育成 地域の文庫活動を援助し、相互に子ども読書活動を推進する
10. 団体貸出 市内の学校、保育所、学童保育所、読書ボランティア、福祉施設などの団体に1回100冊まで30日間貸出しをする。



9. 図書館の利用状況

(平成 29 年度)

(1) 利用状況

月	開館日数	貸出冊数	一日平均 貸出冊数	利用者人数	入館者人数	登録者人数
4	25	34,304	1,372	8,883	15,107	156
5	25	32,847	1,314	8,431	14,338	138
6	25	33,614	1,345	8,666	15,326	139
7	25	36,188	1,448	9,287	17,671	194
8	26	37,674	1,449	10,002	19,563	220
9	25	35,183	1,407	9,288	15,822	145
10	25	33,903	1,356	8,840	16,750	112
11	25	31,540	1,262	8,411	15,216	96
12	23	29,143	1,267	7,589	12,458	94
1	22	32,027	1,456	8,385	13,490	109
2	23	31,830	1,384	8,246	14,471	137
3	20	28,823	1,441	7,503	12,409	117
合 計	289	397,076	—	103,531	182,621	1,657
平均 (月)		33,089.7	—	8,627.6	15,218.4	138.1
平均 (日)		1,374.0	—	358.2	631.9	5.7

(2) 貸出状況

月	開館日数	貸 出 数				合 計
		一般書 (冊子含む)	児童書	雑誌	A V	
4	25	18,263	11,859	1,869	2,313	34,304
5	25	17,826	11,128	1,866	2,027	32,847
6	25	17,804	11,885	1,870	2,055	33,614
7	25	18,084	14,168	1,691	2,245	36,188
8	26	18,718	14,681	1,904	2,371	37,674
9	25	18,845	12,331	1,829	2,178	35,183
10	25	18,296	11,876	1,758	1,973	33,903
11	25	16,834	11,299	1,588	1,819	31,540
12	23	15,496	10,369	1,526	1,752	29,143
1	22	17,229	11,201	1,715	1,882	32,027
2	23	16,808	11,546	1,653	1,823	31,830
3	20	15,347	10,250	1,482	1,744	28,823
合 計	289	209,550	142,593	20,751	24,182	397,076
平均 (月)		17,463	11,883	1,729	2,015	33,089.7
平均 (日)		725	493	72	84	1,374.0

(3) 市内地区別登録状況

校区	人口	0～6歳	7～12歳	小計	13～15歳	16～18歳	小計	19～22歳	23～30歳	31～40歳	41～50歳	51～60歳	61～99歳	小計	合計	%
青柳	6,042	51	108	159	73	66	139	53	108	217	200	126	298	1,002	1,300	22
小野	6,574	82	184	266	80	61	141	80	175	299	264	218	493	1,529	1,936	29
古賀東	8,808	120	225	345	151	133	284	121	226	479	435	262	864	2,387	3,016	34
古賀西	9,819	118	212	330	131	123	254	128	243	487	484	294	817	2,453	3,037	31
花鶴	7,484	127	309	436	130	90	220	84	138	424	436	198	704	1,984	2,640	35
千鳥	5,482	59	130	189	92	80	172	71	120	241	276	229	343	1,280	1,641	30
花見	8,398	112	223	335	153	107	260	117	182	377	440	266	577	1,959	2,554	30
舞の里	6,123	69	147	216	85	87	172	99	230	303	332	406	679	2,049	2,437	40
市内計	58,730	738	1,538	2,276	895	747	1,642	753	1,422	2,827	2,867	1,999	4,775	14,643	18,561	32

(4) 市外登録者数・貸出冊数

地区	登録者数		貸出冊数	
	平成 29 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 28 年
新宮町	748	733	14,774	11,018
久山町	21	21	344	485
粕屋町	17	20	10	29
篠栗町	32	29	219	201
宇美町	7	6	4	13
志免町	9	10	0	4
須恵町	5	5	76	0
福津市	855	859	8,988	7,765
宗像市	270	276	3,115	2,309
太宰府市	8	7	7	0
大野城市	10	10	57	17
筑紫野市	6	8	9	61
春日市	11	12	0	7
那珂川町	4	3	0	2
糸島市	6	7	2	13
福岡市	978	1,007	12,258	14,137
福岡市(東区)	(857)	(876)	(11,089)	(12,916)
その他市町村	27	33	285	289
合 計	3,014	3,046	42,006	38,428
前年度比較	32 人減		3,578 冊増	

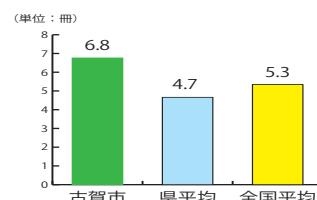
(5) 相互貸借

相手館名称	貸受冊数	貸出冊数
新宮町立図書館	51	49
久山町民図書館	0	13
粕屋町立図書館	78	36
篠栗町立図書館	45	70
宇美町立図書館	27	40
志免町立町民図書館	77	85
須恵町立図書館	51	24
福津市立図書館	64	43
カメラiasステージ図書館	0	4
宗像市民図書館	15	97
糸島市図書館	28	36
大野城まどかぴあ図書館	36	67
春日市民図書館	14	25
太宰府市民図書館	17	13
筑紫野市民図書館	37	27
那珂川町図書館	25	53
福岡県立図書館	275	137
福岡市総合図書館	31	15
その他図書館	377	1,024
合 計	1,248	1,858

(6) 団体貸出	134 団体	貸出冊数	15,611 冊
(7) 予約	8,407 冊		
(8) リクエスト	1,954 件		
(9) レファレンス・サービス	7,748 件		
(10) インターネット情報提供	537 件		
(11) コピーサービス	2,226 枚		
(12) サービス指数			

[1] 市民 1 人当たりの貸出冊数（広域含む）

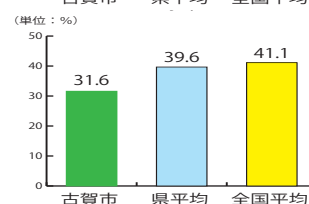
$$397,076 \text{ 冊（貸出冊数）} \div 58,730 \text{ 人（人口）} = 6.8 \text{ 冊}$$



[2] 登録率

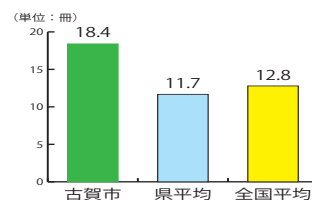
$$18,561 \text{ 人（市内登録者数）} \div 58,730 \text{ 人（人口）} = 31.6\%$$

※古賀市では有効期限終了後、3 年間の貸出がない場合利用者登録を除籍しています。



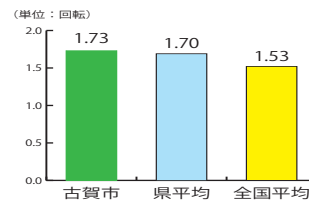
[3] 登録者 1 人あたりの貸出冊数（広域含む）

$$397,076 \text{ 冊（貸出冊数）} \div 21,575 \text{ 人（登録者数）} = 18.4 \text{ 冊}$$



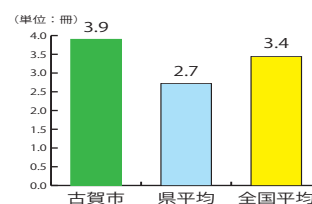
[4] 蔵書回転率（1 冊の本が何回転したか？）

$$397,076 \text{ 冊（貸出冊数）} \div 229,343 \text{ 冊（蔵書数）} = 1.7 \text{ 回}$$



[5] 市民 1 人当たり蔵書数

$$229,343 \text{ 冊（蔵書数）} \div 58,730 \text{ 人（人口）} = 3.9 \text{ 冊}$$



[6] 行政効果

図書館資料平均単価×貸出冊数－決算＝税金の還元

$$1,786 \text{ 円} \times 397,076 \text{ 冊} - 107,177,465 \text{ 円} = 602,000,271 \text{ 円}$$

古賀市民は本を借りることによって、1 年間に、約 6 億 200 万円分のサービスを受けたことになり、市民 1 人当たり 10,250 円の税金、1 世帯当たり 24,218 円の税金を還元したことになります。

※国、県の実績は「日本の図書館 2017 統計と名簿」の数値
 ※図書の購入平均単価は、平成 29 年度古賀市立図書館購入費による平均購入単価
 ※古賀市人口 58,730 人、世帯数 24,858 世帯（平成 30 年 3 月末現在）

※（9）レファレンス・サービスについては、口頭でのレファレンスに他館からの所蔵調査を加えた件数になっています。

10. 雑誌・新聞タイトル一覧

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

あ	1	AERA
	2	AERA with Kids
	3	アクアライフ
	4	アコースティック・ギター・マガジン 保存のみ 受入終了
	5	アニメージュ
	6	Ariya 保存のみ 発行終了
	7	安心
い	8	一個人
う	9	うかたま
	10	美しいキモノ
え	11	栄養と料理
	12	SF マガジン
	13	E S S E
	14	NHK きょうの健康★
	15	NHK きょうの料理
	16	NHK 趣味の園芸
	17	NHK 将棋講座
	18	NHK すてきにハンドメイド
	19	NHK みんなのうた
	20	FQ JAPAN
	21	ELLE ジャパン
	22	LDK
	23	園芸ガイド
	24	えんぶ
お	25	おひさま 保存のみ 発行終了
	26	オール読物
	27	オレンジページ
	28	音楽の友
か	29	会社四季報
	30	カーサ ブルータス★
	31	かぞくのじかん★
	32	学校図書館
	33	家庭画報
	34	ガーデンアンドガーデン (FG 出版)
	35	ガバナンス
	36	Car magazine
き	37	季刊子どもと昔話
	38	季刊のぼろ
	39	キネマ旬報
	40	九州Walker
	41	九州王国 寄贈
く	42	くらしとおかね 県指定保存
	43	暮らしの手帖
	44	CREA
	45	クロワッサン
	46	群像
け	47	芸術新潮
	48	毛糸だま
	49	月刊エアライン
	50	月刊おりがみ
	51	月刊かがくのとも
	52	月刊Cooyon ★
	53	月刊碁ワールド
	54	月刊たくさんのふしぎ
	55	月刊天文ガイド
	56	月刊News がわかる
	57	月刊はかた 寄贈
	58	月刊バスケットボール
	59	月刊VOLLEYBALL
	60	月刊Piano
	61	月刊武道 寄贈
	62	月刊ホークス
	63	月刊MOE
	64	現代農業
こ	65	子づれ DE CHA・CHA・CHA ★
	66	子どもと読書

	67	子供の科学
	68	こどものとも
	69	こどものとも 012
	70	こどものとも (年少版)
	71	こどものとも (年中向き)
	72	子どもの本棚
	73	この本読んで!
	74	Como 保存のみ 発行終了
	75	コラム歳時記
さ	76	財界九州★
	77	サッカーマガジン
	78	茶道雑誌
	79	サライ
	80	サンデー毎日
し	81	JJ
	82	JTB大きな時刻表
	83	シティ情報ふくおか
	84	じゃらん
	85	週刊朝日
	86	週刊金曜日
	87	週刊日録 20 世紀 県指定保存
	88	週刊日本の街道 保存のみ 発行終了
	89	週刊パーゴルフ
	90	週刊ベースボール
	91	趣味の山野草
	92	小説すばる
	93	消費と生活
	94	新潮
	95	新潮 45
す	96	スクリーン
	97	Sports Graphic Number
	98	墨
せ	99	正論
	100	世界
	101	Seventeen
た	102	Tarzan ★
	103	旅の手帖
	104	ダ・ヴィンチ
	105	たまごクラブ
	106	短歌
	107	淡交
	108	DANCE MAGAZINE
	109	dancyu
ち	110	ちいさなかがくのとも
	111	中央公論
て	112	鉄道ジャーナル
	113	鉄道ファン
	114	テニスマガジン
	115	天然生活
と	116	ドゥーパ!
	117	特選街
	118	図書館雑誌
な	119	NATIONAL GEOGRAPHIC 日本版
に	120	日経 WOMAN
	121	日経エンタテインメント!
	122	日経トレンディ
	123	日経ヘルス
	124	日経マネー
	125	日本児童文学
	126	Newton
ね	127	猫びより
の	128	のらのら 保存のみ 発行終了
は	129	俳句
	130	俳句界 寄贈
	131	母の友
ひ	132	PHP ★

	133	Piccolo
	134	美術の窓
	135	ひよこクラブ★
ふ	136	フォトコン
	137	ふくおか経済
	138	婦人公論
	139	婦人之友
	140	プレジデント
	141	文学界
	142	文藝春秋
	143	文芸春秋 SPECIAL 保存のみ 発行終了
へ	144	P e n
ほ	145	本の雑誌
ま	146	毎日が発見
	147	M a c F a n
	148	M A M O R マモル 寄贈
み	149	M r . P C
	150	ミセス
	151	ミセスのスタイルブック
め	152	MEN'S NON・NO
も	153	MORE
	154	文字の大きな時刻表
	155	モーターサイクリスト
	156	モダンリビング
	157	モノ・マガジン
や	158	やさい畑★
	159	山と溪谷
ゆ	160	ゆうゆう
ら	161	ラジオ深夜便
	162	ランナーズ
り	163	LEE
	164	リベラシオン・人権研究ふくおか 寄贈
る	165	ルアー・マガジン
れ	166	レタスクラブ★
わ	167	Wan

雑誌 計 167 タイトル		
内	平成 29 年度 購入	141 タイトル
	県保存指定	2 タイトル
	保存のみ 発行終了	6 タイトル
	保存のみ 受入終了	1 タイトル
訳	寄贈	6 タイトル
	雑誌スポンサー	11 タイトル

新聞 (12 紙)	
1	朝日新聞 (朝刊)
2	産経新聞 (朝刊)
3	毎日新聞 (朝刊)
4	読売新聞 (朝刊)
5	日本経済新聞 (朝刊、夕刊)
6	西日本新聞 (朝刊、夕刊)
7	朝日中高生新聞
8	朝日小学生新聞
9	週刊読書人
10	The Japan Times
11	学校図書館速報版 (月 2 回)
12	高校生新聞 寄贈

新聞 12 紙
(寄贈 1 紙)

★は、雑誌スポンサーで
提供いただいた雑誌

11. 平成 29 年度事業報告び 平成 30 年度事業計画

(1) 平成 29 年度事業報告

月	日	曜日	事業	場所	参加者数
4	8～16		リーパスプラザこがグランドオープンイベント こちゃん原画展	図書館	—
	22	土	お楽しみ貸出し袋 子ども向け 19 日～	図書館	119 袋
			どくしょノート配布	図書館	—
			どようおはなし会プラス（お父さんの読み聞かせ、ストーリーテリング）	こがめルーム	44 人
			本とあそぼう全国訪問おはなし隊（講談社） ～絵本をのせたキャラバンカーがやってくる～	図書館駐車場ほか	79 人
	23	日	はじめての子ども落語 講師：アマチュア落語家 粗忽家 酔書（そこつや よいしょ）さん	歴史資料館 中会議室	46 人
4 中旬～5 月中旬			新小学一年生 どくしょノート配布とおはなし会 ※希望する学校へは、図書館キャラクターこちゃん訪問	各小学校	約600人
6	25	日	読書ボランティア講座 「絵本の力」を届けよう① 「絵本の魅力を学びましょう」 講師：前園 敦子さん（こどもの本の専門店エルマー代表）	歴史資料館 中会議室	19 人
	30	金	読書ボランティア講座 「絵本の力」を届けよう② 「さあ、よんでみましょう 本の選び方と読み聞かせ」 講師：前園 敦子さん（こどもの本の専門店エルマー代表）	歴史資料館 中会議室	20 人
7	2	日	大人のたのめのおはなし会 ☆ 講師：古賀子どもの本の交流会のみなさん	歴史資料館 中会議室	19 人
	23	日	おはなし会スペシャル （市内地域文庫 6 団体）	歴史資料館 中会議室	89 人
	28	金	中学生読書サポーター養成講座 ①開講式 カウンター業務 ブックトーク講座 講師：松尾 有子さん（「本の楽しさお届け便」）	歴史資料館 中会議室	4 人
	30	日	東医療センター連携講座「肺がん診療の現状 ーわかりやすい最新の治療法ー」 講師：岡林 寛さん（統括診療部長）☆	歴史資料館 中会議室	36 人
8	1・17・23 日		小学生向けおはなし会	こがめルーム	23 人
	2	水	子ども一日図書館員	図書館	6 人
	9	水	中学生読書サポーター養成講座 ②ブックトークのテーマについて、情報交換など	歴史資料館 中会議室	4 人
	19	土	親子でラジオ作り 講師：福岡県電波適正利用推進員協議会のみなさん	歴史資料館 中会議室	70 人
	22	火	中学生読書サポーター養成講座 ③ブックトーク発表会 閉講式	歴史資料館 中会議室	3 人
9	24	日	暮らしの講座 「野菜づくりのコツと裏ワザ その3」 講師：佐藤 圭さん（農山漁村文化協会）	歴史資料館 中会議室	39 人
	30	土	英語でおはなし会 講師：サラ・マーガレットさん（学校教育課外国語指導助手）	こがめルーム	87 人
10	1	日	読書講座「わたしの川柳」 講師：雪灯 抜足（ゆきあたりばったり）さん☆	歴史資料館 中会議室	30 人
	27（金） 29（日）	第二十三回 図書館まつり	第 23 回 図書館まつり（入館者数）		3,241 人
			ブックリサイクル	図書館ロビー	331 人
			児童書内覧会	図書館事務室	38 団体 330 冊
			本の間鍋	図書館ロビー	21 冊
			こちゃんぬりえコンテスト ☆	図書館ロビー	70 人
			川柳コンテスト ☆	図書館ロビー	55 点
			布絵本展示	こがめルーム	—
	27	金	しおり作り ☆	歴史資料館 中会議室	10 人
	28	土	読書講演会「ものがたりライブ」 講師：杉山 亮（あきら）さん	交流館 多目的ホール	104 人 親子読書会 （80 名）
	29	日	ビブリオバトル IN 古賀市立図書館 ☆	歴史資料館 中会議室	28 人
11	9	木	大人の図書館員	図書館	1 人
	26	日	読書講座「三島由紀夫をよむ～橋づくし」 講師：谷口 佳代子さん☆	歴史資料館 中会議室	19 人
12	24	日	小学生向けおはなし会	こがめルーム	9 人
2	3	土	古賀市親子読書会「第 49 回 古賀市親子読書のつどい」	交流館 多目的ホール	240 人
3	5～12		蔵書点検 3/5～3/12	図書館	
	25.28		小学生向けおはなし会	こがめルーム	6 人

☆印がついている事業は古賀市外出促進事業対象イベントです。

〈月例行事〉

○どようおはなし会（こがめルーム）			
毎週土曜日	11:00 ～ 11:30	年間 52 回	1,153 人
○赤ちゃんおはなし会（こがめルーム）			
第 2 水曜日	① 11:00 ～ 11:20	年間 24 回	464 人
	② 11:40 ～ 12:40		
○小さい子のおはなし会（こがめルーム）			
第 3 水曜日	11:00 ～ 11:30	年間 12 回	253 人
○セカンドブックおはなし会（こがめルーム、サンコスモ古賀「つどいの広場」）			
第 2 日曜日	11:00 ～ 11:30	年間 12 回	41 人
○子ども映画会（歴史資料館 中会議室）			
第 2 日曜日	14:00 ～	年間 12 回	172 人
○名画会（歴史資料館 中会議室）			
第 2 土曜日	14:00 ～	年間 12 回	313 人
○ブックスタート（サンコスモ古賀「つどいの広場」）			
毎月 1 回	10:30 ～	年間 12 回	543 人
○整理休館日（図書館及び資料等の整理）		毎月第 4 木曜日	

〈月例行事〉

○図書館見学	6 月 7 日（水）	舞の里小学校	66 人	計 432 人
	6 月 13 日（火）	古賀東小学校	104 人	
	3 月 16 日（金）	古賀中学校	245 人	
	3 月 20 日（火）	久保保育園	17 人	
○図書館員 子ども図書館員 大人の図書館員	8 月 2 日（水）	市内小学生	6 人	1 人
	11 月 9 日（水）			
○中学生職業体験学習 ドリームステージ	9 月 12 日（火）～9 月 15 日（金）	古賀北中学校 2 年生	5 人	
○インターンシップ	7 月 25 日（火）～7 月 27 日（木）	古賀竟成館高等学校	4 人	
	2 月 27 日（火）～3 月 9 日（金）	福岡女学院大学 他	4 人	



図書館見学（小学生）



中学生職業体験学習
（ドリームステージ）



子ども図書館員

(2) 平成 30 年度事業計画

月	日	曜日	事 業		場 所
	21	土	子ども読書のイベントの日	お楽しみ貸出し袋 子ども向け 21日・22日	図書館
				親子ふれあいあそび～からだを使ってコミュニケーション体験をしよう～ 講師：辻 広明さん（保育心理士）	歴史資料館 中会議室
				ぬいぐるみおとまり会	こがめルーム
	22	日		子ども読書会 ～本の朗読・ブックトーク・クイズなど～	交流館 304 和室
4 中旬～5 月中旬			新小学一年生 どくしょノート配布とおはなし会 ※希望する学校へは、図書館キャラクターことちゃん訪問		各小学校
6	1 8 15 22	金 金 金 金	布の絵本づくり講座 布のおもちゃ「くるりんこ」作り 全4回 講師：布の絵本ボランティア つくしんぼ		歴史資料館 中会議室
	30	土	えいごでおはなし会 講師：サラ・マーガレット先生（学校教育課外国語指導助手）		歴史資料館 中会議室
7	7	土	東医療センター連携講座「図書館で学ぶがんシリーズ 大腸がん」☆ ※延期 講師：大賀 丈史さん（外科部長 緩和ケア室長）		歴史資料館 中会議室
	22	日	おはなし会スペシャル（市内地域文庫6団体）		歴史資料館 中会議室
	25	水	夏休み小学生プログラミング教室（福岡工業大学連携事業）		交流館 303・304 和室
	27	金	中学生読書サポーター養成講座① 読み聞かせ講座 講師：こが語りの会		歴史資料館 中会議室
	29	日	小学生向けおはなし会		こがめルーム
	31	火	中学生読書サポーター養成講座② おはなし会練習 講師：こが語りの会		歴史資料館 中会議室
8	9 21	木 火	小学生向けおはなし会		こがめルーム
	21	火	中学生読書サポーター養成講座③ 小学生向けおはなし会 講師：こが語りの会		歴史資料館 中会議室
9	9	日	読書ボランティア団体交流会 講師：草野 三保子さん		歴史資料館 中会議室
10	7	日	子ども図書館員		図書館
	26（金）	図書館まつり 第24回	ブックリサイクル		図書館ロビー
	28（日）		ことちゃんぬりえコンテスト ☆		図書館ロビー
			布絵本展示		こがめルーム
	27		読書講座「九州の文学者たち 2018」 講師：塚崎 謙太郎さん（西日本新聞社編集局 社会部次長）		歴史資料館 中会議室
	28		落語講座 講師：アマチュア落語家 粗忽家 酔書（そこつやよいしょ）さん		歴史資料館 中会議室
11	3	土	ビブリオバトル IN 古賀市立図書館		歴史資料館 中会議室
12	26	水	小学生向けおはなし会		こがめルーム
2	9	土	古賀市親子読書会「第 50 回 古賀市親子読書のつどい」		交流館 多目的ホール
	17	日	暮らしの講座 「野菜づくりのコツと裏ワザその 4」☆ 講師：佐藤 圭さん（農山漁村文化協会）		歴史資料館 中会議室
3	4～11		蔵書点検 3月4日（月）～3月11日（月）		図書館
	24 29	日 金	小学生向けおはなし会		こがめルーム

☆印がついている事業は古賀市高齢者外出促進事業対象イベントです。

〈月例行事〉

- どようおはなし会（こがめルーム） 毎週土曜日 11:00～11:30
- 赤ちゃんおはなし会（こがめルーム） 第2水曜日 11:00～11:20 11:40～12:00
- 小さい子のおはなし会（こがめルーム） 第3水曜日 11:00～11:30
- ☆○名画会（歴史資料館中会議室） 第2土曜日 14:00～
- ブックスタート（サンコスモ古賀） 毎月1回 10:30～12:00
- セカンドブック配布 3歳児健診後（サンコスモ古賀） 毎月 14:15～16:00

〈その他〉

- 子ども映画会（歴史資料館中会議室） 年7回（5/6 7/15 8/10 8/25 11/11 12/22 3/23）
- 学校図書館市民開放用一般図書配本 市内各小・中学校へ配本（5月～月1回）
- 九州産業大学との連携事業 感情認識人型ロボット「pepper」活用事業（夏休み中 ことちゃんカルタ大会）
- 整理休館日（蔵書整理） 毎月第4木曜日

12. 読書活動事業

◆おはなし会

子どもたちにおはなしの世界の楽しさを・・・

絵本の読み聞かせを中心に紙芝居、手あそびなどを交えながら楽しいひとときを過ごしています。

どうようおはなし会 毎週土曜日 11 時～ 11 時 30 分	赤ちゃんおはなし会 毎月第 2 水曜日 ① 11 時～ 11 時 20 分 ② 11 時 40 分～ 12 時	小さい子のおはなし会 毎月第 3 水曜日 11 時～ 11 時 30 分	セカンドブックおはなし会 第 2 日曜日 11 時～
回数 5 2 回 ●参加人数（延べ） 子ども 733 人 大人 421 人 合計 1,154 人 平均 22 人	回数 2 4 回 ●参加人数（延べ） 子ども 237 人 大人 223 人 合計 460 人 平均 19 人	回数 1 2 回 ●参加人数（延べ） 子ども 131 人 大人 122 人 合計 253 人 平均 21 人	回数 1 2 回 ●参加人数 3 歳児とそのご家族を含め 41 名
			

※ セカンドブック事業は、平成 28 年度から始まりました。セカンドブックおはなし会では、3 歳の誕生日を迎えた子どもさんに絵本の読み聞かせをするとともに、その保護者に本を通した親子のふれあいの大切さや意義を伝えながら、絵本を 1 冊プレゼントしています。

セカンドブックおはなし会の他、図書館のカウンターや 3 歳児健診時での引換を含めて、489 世帯に絵本を手渡すことができました。

※ どうようおはなし会、赤ちゃんおはなし会、小さい子のおはなし会は、読書ボランティア団体さんの協力により実施しています。

- ・ どうようおはなし会 第 1 週・・・こが語りの会 第 2 週・・・「こがめ」 第 3 週・・・「咲の会」
第 4 週・・・古賀子どもの本の交流会（第 5 週・・・市立図書館職員）
- ・ 赤ちゃんおはなし会 赤ちゃんおはなし会「ピヨピヨ」
- ・ 小さい子のおはなし会 小さい子のおはなし会「わにわに」

◆映画会

文化遺産としての価値の高い映画作品や、映画の楽しみを知ってもらおうという趣旨のもとに名画会、子ども映画会を行っています。

名画会（一般対象）		子ども映画会（幼児・児童対象）	
上映	12 回	上映	12 回
参加人数（延べ）	313 人	参加人数（延べ）	172 人
平均	26 人	平均	14 人

◆子ども読書の日



2017年・第59回こどもの読書週間 標語
「小さな本の大きなせかい」

参加
無料

おやこでとしょかんへ!!

子ども読書の日イベント

本の福袋貸出し
4月19日(水)～4月23日(日)
 司書おすすめの本が詰まった福袋の貸出しを行います。内容は借りてみてのお楽しみ！
 古賀市中学生読書サポーターさんおすすめ福袋もありますよ。

どうおはなし会プラス
4月22日(土)
 11時～11時30分 ①お父さんのおはなし会
 11時40分～12時 ②小学生以上向けのストーリーテリングのおはなし会
 場所 図書館こめルーム

「講談社 本とあそぼう全国訪問おはなし隊」がやってくる!!
 楽しい絵本をいっぱい読んで全国を旅しているキャラバンカーが2年ぶりに
 古賀市にやってきます。申込不要です。
4月22日(土)
 15時～15時30分 ①自由読書(キャラバンカーの絵本を見てみよう)
 場所 リーバスプラザこが駐車場(古賀市立図書館横)
 15時40分～16時10分 ②キャラバンのおはなし会
 場所 リーバスプラザこが歴史資料館中会議室

子ども読書の日講座「はじめての子ども落語」
 親子で落語と「紙切り」の芸を楽しみましょう！
4月23日(日)
 13時30分開場 14時～15時
 場所 リーバスプラザこが歴史資料館中会議室
 講師 宗像落語会 粗忽家 酔書(そこつやよいしょ)さん
 3月15日(水)10時から受付開始。小学生以上対象。

4月23日は子ども読書の日です！
親子で読書を楽しもう！



古賀市立図書館
マスコットキャラクター
ことちゃん

問い合わせ先:古賀市立図書館 電話 092-942-2561



本の福袋貸出し

司書おすすめの本が詰まった福袋です。中学生読書サポーターの皆さんのおすすめの福袋も用意しました。



どうおはなし会プラス

お父さんの読み聞かせや、ストーリーテリングのおはなし会でした。



はじめての子ども落語

宗像落語会の粗忽家酔書(そこつやよいしょ)さんを迎えての、子ども向け落語会でした。



講談社の全国訪問おはなし隊

「本と遊ぶ」をテーマに、絵本をのせたキャラバンカーがやってきました。

◆読書ノート配布 4月～5月

小学一年生へ読書ノートを配布

子どもの読書への励みとなるよう、市内8小学校で読書ノートの説明と配布、おはなし会を実施しました。希望の学校には、「ことちゃん」から読書ノートを手渡しました。



◆読書ボランティア講座 6月25日(日)・30日(金)

読書ボランティアの皆さんの更なる活躍を願って読書ボランティア講座を開催しました。子どもの本の専門店エルマー代表の前園敦子さんを講師に迎えて、「絵本の力」を届けようという講座でした。



◆大人のためのおはなし会 7月2日(日)



人が語るおはなしには、聞く人の気持ちをほぐしたり、忘れていた記憶を呼び起こさせたり、物語に入り込んでドキドキワクワクさせる不思議な力があります。今回は古賀子どもの本の交流会の皆さんに、大人のための語りをお願いしました。

◆中学生読書サポーター養成講座(全3回) 7月28日(金)・8月9日(水)・22日(火)

子ども読書活動推進計画の一環として、福岡県の支援を受けて、中学生読書サポーター養成講座を開催しました。写真はプログラムの一つ、福岡県立図書館ブックトークボランティア「本の楽しさお届け便」松尾有子さんの講演です。



◆東医療センター連携講座 7月30日(日)



様々な情報資源の提供、関係機関と連携した各種講座やセミナーの開催、あるいは地域課題解決へ向けた情報の提供など、図書館のあり方が大きく変わろうとしていることから、今回、医療情報の提供ということで、東医療センターと連携して医療講座を開催しました。東医療センターから講師に統括診療部長の岡林寛先生を迎えて、「肺がん診療の現状ーわかりやすい最新の治療法ー」について講演いただきました。

◆親子でラジオ作り 8月19日(土)

総務省が電波利用環境保護のため地域社会に密着した電波の適正利用を推進することを目的として全国で開催されている「親子でラジオ作り」を、本から広がる科学実験体験の一環として、図書館で開催しました。講師は福岡県電波適正利用推進員協議会の皆さんです。



◆おはなし会スペシャル 7月23日(日)



コスモス文庫



あすなろ文庫

**おはなし会スペシャル
プログラム**

オープニング
「むすんでひらいて」 みんなで

1 ストーリーソング「うらしまたろう」 コスモス文庫

2 大型絵本「布の絵本 じごくのそうべえ」 あすなろ文庫

3 ストーリーテリング「マーシャとくま」 こじか文庫

4 クイズ「でてこい でてこい」星の子文庫

5 ペーパーバットシアター
「へんてこ へんてこ」 たけのこ文庫

6 作って遊ぼ「とんでけ とんでけ」 しらさぎ文庫

主催 古賀市立図書館



オープニングの様子

おはなし会スペシャルは、日頃、公民館や集会所など身近な施設で地域の読書活動を行っている六つの文庫の皆さんが一堂に会しておはなし会です。毎年、工夫が凝らされたおはなし会になります。



こじか文庫



星の子文庫



たけのこ文庫



しらさぎ文庫

◆子ども一日図書館員 8月2日(水)

子どもたちが図書館の仕事を体験することによって、図書館を身近なものに感じてもらおうと、子どもに一日図書館員になってもらって、市立図書館の仕事をしてもらいました。参加者は6名でした。



◆暮らしの講座 9月24日(日)



図書館から暮らしに役立つ情報発信の講座として、野菜づくりのための講座を開催しました。講師に農山漁村文化協会の佐藤圭さんを講師に迎えて、「野菜づくりのコツと裏ワザ」のお話をいただきました。日頃の講座とは少し趣の変わった講座となりました。

◆えいごでおはなし会 9月30日(土)

古賀市の学校でALTとして活躍されているサラ・マーガレット先生を講師に迎えて、英語でのおはなし会を開催しました。子どももさることながら、保護者の皆さん興味津々でした。



◆読書講座「わたしの川柳」 10月1日(日)



講師に福岡で活躍されている雪灯拔足(ゆきあたりばったり)さんを迎えて、川柳の起源や作り方、そして作り方のコツなどについて、お話しいただきました。

◆読書講座「三島由紀夫をよむ～橋づくし～」 11月26日(日)

福岡女学院生涯学習センターで講師をされている谷口佳代子先生を迎えて、海外で非常に高い評価を受けている三島由紀夫の短編小説「橋づくし」を題材に、三島由紀夫の世界に触れることができました。



◆図書館まつり 10月27日（金）～29日（日）

♥ 第23回図書館まつり

H29.10.27（金）→ 10.29（日）

第71回読書週間標語

本に恋する季節です！

♥ 毎日開催 ブックリサイクル・ぬりえ・川柳・本の闇鍋・布絵本展示

♥ 27日（金） しおり作り

♥ 28日（土） 杉山亮さん ものがたりライブ

♥ 29日（日） ビブリオバトル in 古賀市立図書館

ビブリオバトル、しおり作り、川柳、ぬりえが 高齢者外出促進事業の対象です。

◎くわしくは、チラシ、図書館 HP などをご覧ください。

主催：古賀市立図書館 TEL:092-942-2561



毎年、古賀市立図書館では読書週間にあわせての図書館まつりを行っています。読書の季節、秋の夜長に思いもよらぬ本を読んでもらおうと「本の闇鍋」や、感動した本、おもしろかった本を紹介する技を競う「ビブリオバトル」、今年の読書講座のテーマともなった川柳のコンテスト、児童文学作家・杉山亮さんを迎えての読書講演会などを開催しました。除籍した本を譲る「ブックリサイクル」は人気があります。



本の闇鍋



ビブリオバトル



読書講演会



ブックリサイクル



川柳コンテスト応募作品

◆第49回古賀市親子読書のつどい 平成30年2月3日(土)

第49回 古賀市親子読書のつどい

読書の楽しみ方を見にきませんか？

古賀市親子読書会は、市内の各小学校で月一度のペースで会員が親子読書活動をしています。つどいでは各親子読書会の発表で楽しい読書の時間を過ごします。会員にかぎらずどなたも参加できます。おうちの人やお友達とぜひ見に来てください。

青柳小学校親子読書会
小野小学校親子読書会
花鶴小学校親子読書会
古賀東小学校親子読書会
千鳥小学校親子読書会
花見小学校親子読書会
舞の里小学校親子読書会

司会 古賀西小学校親子読書会

【とき】 平成30年2月3日(土)
10時～12時 (9時30分開場)

【ところ】 リーパスプラザこが交流館
多目的ホール(2階) **入場無料**

たくさんのご参加をお待ちしています。
★駐車場が満車のときは、市役所駐車場をご利用ください。

主催：古賀市教育委員会 問い合わせ先：古賀市立図書館 電話 092-942-2561

古賀市内各小学校では、親と子が同じ本を読む時間を持つことで、読書の楽しさに触れ、感動を共に分かち合えるよう「親子読書会」の活動が行われています。その活動の一年間の成果の発表会として、「古賀市親子読書のつどい」を開催しています。日頃の活動を、読書体験作文で発表したり、劇や群読などで発表します。



花見小学校
群読「あいうえおにぎり」他
パネルシアター「おおきなおにぎり」



舞の里小学校
劇「きちょうめんななまけもの」



花鶴小学校
ことばあそび「おのまとぺであそぼう」



千鳥小学校
劇「三匹のやぎのがらがらどんとトル」



小野小学校
詩の群読「いのち、心と声を合わせて」

13. 地域文庫紹介

平成 30 年 4 月現在

文庫名	あすなろ文庫
所在地	花鶴丘 3 丁目区公民館
代表者	池田 頼子
設立年月	昭和 59 年 7 月
会員数	大人 6 人
開庫日	毎週月曜日 15 時～ 17 時
貸出冊数	延 160 冊
利用者数	延 170 人
蔵書数	文庫保有 1,300 冊 市立図書館からの貸出 150 冊
活動報告	1.文庫活動 本の貸出し 布の絵本作成及びキット作り 2.地域活動 4 月 育成会新一年生歓迎会にておはなし会 6 月 セタ会 (福祉会・子ども会合同) 7 月 図書館「おはなし会スペシャル」 8 月 夕涼会 (お店を出店します) 11 月 3 丁目文化祭に作品展示 12 月 もちつき大会 2 月 ウォーキング大会 (おにぎり作り)



星の子文庫 セタ会

文庫名	こじか文庫
所在地	鹿部区公民館
代表者	亀川 代志子
設立年月	平成 5 年 12 月
会員数	大人 6 人 (スタッフ)
開庫日	毎月 2 回 第 2・第 4 土曜日 15 時～ 17 時
貸出冊数	
利用者数	育成会との共催事業のため、集計なし
蔵書数	文庫保有 443 冊
活動報告	1.文庫活動 本の貸出し 2.地域活動 4 月 新入生歓迎会 おはなし会とゲーム 7 月 図書館「おはなし会スペシャル」 (ストーリーテリング「マッシュとくま」) 8 月 鹿部区夏まつりへ出店 10 月 運動会運営 (雨のため中止) 12 月 鹿部区もちつき大会 (おはなし会と作ってあそぼう) ①ストーリーテリング 「さんまのおふだ」 ②布絵本「だれのうち」 ③紙芝居「たまごはわれません」 ④作ってあそぼう 「ダンボール紙でクリスマスツリー」

文庫名	コスモス文庫
所在地	米多比児童館内 (図書室)
代表者	村山 美和子
設立年月	平成 2 年 3 月
会員数	大人 7 人 子ども 10 人
開庫日	毎週土曜日 15 時～ 17 時
貸出冊数	延 573 冊 子ども 435 冊 大人 138 冊
利用者数	延 237 人 子ども 120 人 大人 117 人
蔵書数	文庫保有 子ども 1,550 冊 大人 150 冊 市立図書館からの貸出 897 冊 (内一般書 297 冊)
活動報告	1.文庫活動 本の貸出し 2.ブッククラブ活動 8 月 ブッククラブ開きをしよう 本で自由研究をしよう。 9 月 ブックカバーを作ろう。 10 月 子どもお話し会準備をしよう。 11 月 子どもお話し会をしよう。 12 月 お楽しみ会をしよう。 1 月 冬のお話し会をしよう。 2 月 ジュニア文庫員活動をしよう。 3 月 ブック倶楽部ポスターを作ろう。 3. 7 月 図書館「おはなし会スペシャル」に参加



コスモス文庫 冬のお話し会

文庫名	しらさぎ文庫
所在地	都筵内会館
代表者	紙屋 典子
設立年月	平成元年 6 月
会員数	2 人
開庫日	毎週火曜日 16 時～ 18 時
貸出冊数	
利用者数	
蔵書数	文庫保有 1,500 冊 市立図書館からの貸出 0 冊
活動報告	1.文庫活動 制作活動 本の貸出し しらさぎだより発行 2.地域活動 7 月七夕会月 7 月 図書館「おはなし会スペシャル」 8 月 ダンボールハウス DE お泊まり会 9 月 むしろうち放生会 12 月 クリスマス会 3.研修会参加

文庫名	星の子文庫
所在地	舞の里 5 区集会所
代表者	加藤 典子
設立年月	平成 6 年 11 月
会員数	大人 16 人（スタッフ）
開庫日	毎週金曜日 16 時～ 17 時 30 分
貸出冊数	延 380 冊
利用者数	延 1,686 人
蔵書数	文庫保有 1,200 冊 市立図書館からの貸出 167 冊
活動報告	1.文庫活動（定例の活動） 本の貸出し・読み聞かせ・読書クイズ・ わらべうた・工作・紙芝居・季節の行事 （七夕・クリスマス会・お月見・正月あそび・ ハロウィン・たき火など） 2.制作活動 人形劇、影絵、ペープサートなどの制作 3.演劇活動（劇団☆星の子） 保育園・小学校・病院・学童保育所 障害者などのサークル 4.広報 おたよりの発行 （月 1 回・舞の里小学校配布・地域回覧） 5.地域連携活動 舞の里地区夏まつり アンビシャス広場 図書館「おはなし会スペシャル」 舞の里 5 区子ども会育成会 6.総会・ミーティング・研修会 総会（年 1 回）・ミーティング（毎月 1 回） 7.研修会への参加 8.日本ソプロチミスト財団表彰式 報告会への参加

文庫名	たけのこ文庫
所在地	公務員宿舎 古賀住宅集会所
代表者	草野 三保子
設立年月	昭和 53 年 6 月
会員数	大人 50 人 子ども 29 人
開庫日	毎週月曜日 15 時 30 分～ 17 時 30 分（通常） 毎月 1 回月曜日 10 時 30 分～ 11 時 30 分 あかちゃんおはなし会おひざにだっこ
貸出冊数	延 974 冊
利用者数	延 951 人
蔵書数	文庫保有 2,015 冊 市立図書館からの貸出 500 冊
活動報告	1.文庫活動・イベント 4 月 27 日（木）～ 29 日（土）絵本ピクニック オカリナ演奏・赤ちゃんお話し会・絵本展示 4 月 28 日（金）おたんじょう会 7 月 7 日（金）七夕会 9 月 18 日（月）たけのこ文庫 40th! に羽ばたけ！ （子どもゆめ基金助成活動） 講師：きたむらゆういち氏 12 月 22 日（金）ふゆのおたのしみ会 クイズ大会 5・6・10・11・12 月 2.地域行事 千鳥小朝の読書ボランティア活動 千鳥っ子フェスタにてつくってあそぼう 11 月 11 日（土）「キツツキトントン」 千鳥小チャレンジ・アンビシャス広場担当 病院区子ども会育成会と共同作業活動 6 月 3 日（土）カレー作り 病院区春季・秋季分館レクレーション 6 月 4 日（日）10 月 29 日（日）お抹茶・豚汁 図書館「おはなし会スペシャル」に参加 子ども人形劇「へんてこへんてこ」 3.子ども育成・子育て支援 第 2 月曜日「おひざにだっこ」 マタニティ・0～2 歳の親子対象 月 2 回月曜日「みみずクラブ」小学生以上 科学・食育・エコ学習・人形劇他 4.研修 月 2 回実習及び企画（朝読の勉強会も含む） 6 月 18 日（日）外部講師による講座 講師：斉藤惇夫 図書館主催講座の参加 福岡「子どもの読書」関連団体連絡協議会 研修参加（全員） 5.たけのこ文庫新聞発行（季刊）



たけのこ文庫 おたんじょう会

14. 条例・規則

古賀市生涯学習センター条例

平成 27 年 12 月 21 日
条例第 37 号

(設置)

第 1 条 市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与するため、本市の生涯学習の拠点施設として、古賀市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古賀市生涯学習センター

位置 古賀市中央二丁目 13 番 1 号

(施設)

第 3 条 生涯学習センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 古賀市中央公民館（以下「公民館」という。）
- (2) 古賀市立図書館（以下「図書館」という。）
- (3) 古賀市立歴史資料館（以下「歴史資料館」という。）
- (4) 古賀市交流館（以下「交流館」という。）

(事業)

第 4 条 生涯学習センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の生涯学習の振興に関すること。
- (2) 生涯学習センターの利用に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、生涯学習センターの目的達成に必要なこと。

(職員)

第 5 条 生涯学習センターに必要な職員を置く。

(管理)

第 6 条 生涯学習センターは、古賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の許可)

第 7 条 別表に掲げる生涯学習センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可（以下「使用の許可」という。）を受けなければならない。使用の許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないことができる。

- (1) 生涯学習センターの設置の目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設又は設備等を破損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理運営上支障があるとき。

(使用許可の条件)

第 8 条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用の許可に際し、使用の制限その他必要な条件を付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第 9 条 第 7 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けずに使用の目的を変更し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 10 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく職員の指示に従わなかったとき。
- (2) 使用者が第 8 条の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 施設の管理上又は公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(使用料)

第 11 条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 生涯学習センターの冷暖房及び設備等の使用料は、教育委員会規則で定める。

3 使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 12 条 既に納めた使用料は、これを還付しない。ただし、次に定める場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により使用することができなくなったとき。
- (2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得

ない事由により使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は使用を停止させたとき。

(3) 使用者が教育委員会が定める日までに使用の取消し又は変更を届け出たとき。

(4) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる行為をする者

(2) 火薬その他の危険物又は他人に迷惑を掛ける物品若しくは動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項の身体障害者補助犬を除く。)を携行する者

(3) 職員の指示に従わない者

(4) 前3号に掲げる者のほか、管理運営上支障があると認められる者

(利用者の管理義務)

第14条 生涯学習センターの施設を利用する者及び使用者(以下「利用者」という。)は、その利用に係る生涯学習センターの施設、設備及び資料等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(観覧料)

第15条 市又は教育委員会が生涯学習センターに展示する資料の観覧料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、市又は教育委員会が特別な資料を展示するときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 利用者は、施設、設備又は資料等を毀損した場合には、これを原状に復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(古賀市公民館運営審議会)

第17条 公民館に、社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条1項の規定に基づき、古賀市公民館運営審議会を置く。

(公民館運営審議会の委員)

第18条 古賀市公民館運営審議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠とし

て委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

(古賀市図書館協議会)

第19条 図書館に、図書館法(昭和25年法律第118号)

第14条第1項の規定に基づき、古賀市図書館協議会を置く。

(図書館協議会の委員)

第20条 古賀市図書館協議会の委員の定数、委嘱の基準及び任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員の定数は8人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、識見を有する者並びに市内に住所を有する者の中から委嘱する。

(2) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、任期中であっても、これを解職することができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 第20条第1項の規定による古賀市図書館協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(古賀市公民館条例及び古賀市複合文化施設条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 古賀市公民館条例(平成9年条例第44号)

(2) 古賀市複合文化施設条例(平成15年条例第25号)

古賀市生涯学習センター条例施行規則

平成 28 年 1 月 26 日

教育委員会規則第 1 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日教委規則第 5 号

改正 平成 28 年 7 月 1 日教委規則第 13 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 18 条)
- 第 2 章 公民館 (第 19 条—第 22 条)
- 第 3 章 図書館 (第 23 条—第 40 条)
- 第 4 章 歴史資料館 (第 41 条—第 47 条)
- 第 5 章 交流館 (第 48 条・第 49 条)
- 第 6 章 補則 (第 50 条)
- 附則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古賀市生涯学習センター条例 (平成 27 年条例第 37 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開館時間)

第 3 条 開館時間は、次のとおりとする。

施設	開館時間
公民館 交流館 歴史資料館 (中会議室・ ギャラリー)	8 時 30 分から 22 時まで (使用に係る事務の受付は、 17 時まで)
図書館	10 時から 18 時まで
歴史資料館 (展示室)	10 時から 18 時まで (入室は、17 時 30 分まで)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(1) 全館休館

ア 毎週月曜日。ただし、その日が休日 (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日をいう。以下同じ。) に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

イ 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

(2) 一部休館 (図書館及び歴史資料館)

ア 図書及び資料等の整理日 (毎月第 4 木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日)

イ 蔵書点検又は展示資料等の特別整理を行う期間として教育委員会が定める期間 (使用時間)

第 5 条 施設の使用時間は、9 時から 22 時まで (準備及び片付け等に要する時間を含む。) とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。 (使用許可の申請)

第 6 条 使用の許可を受けようとする者 (以下「使用申請者」という。) は、古賀市生涯学習センター使用許可申請書 (様式第 1 号) を次に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(1) 区分貸し施設 (条例別表に規定する区分貸し施設をいう。以下同じ。)

ア 生涯学習活動団体 (生涯学習、ボランティア活動及び地域活動並びにこれらに類する活動を行う非営利の団体をいう。以下同じ。) 並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用日 (その日が 2 日以上にわたるときは、その初日。以下同じ。) の 12 月前の月の初日 (その日が休館日のときは、その直後の休館日でない日をいう。以下同じ。) から使用日の 1 月前まで

イ 民間事業者 使用日の 9 月前の月の初日から使用日の 1 月前まで

(2) 時間貸し施設 (条例別表に規定する時間貸し施設をいう。以下同じ。)

ア 生涯学習活動団体並びに市民及び市内の事業所等に在職並びに市内の学校に在学する者 使用四半期の最初の月の 1 月前の月の初日から使用日まで

イ 市内の民間事業者 (社内会議・研修会、会社・求人説明会、採用試験・面接及び社員の厚生事業並びにこれらに類する目的に使用する場合に限る。) 使用四半期の最初の月の 1 月前の月の初日から使用日まで

2 区分貸し施設の仮予約は、前項第 1 号に規定する期間内に受け付けるものとし、仮予約を行った日から 2 月を経過する日までに使用許可の申請に係る手続がないときは、無効とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、区分貸し施設の使用に付随して時間貸し施設を使用するときは、区分貸し施設の申請の期間に準ずる。

(定期利用団体)

第 7 条 教育委員会は、時間貸し施設を定期的に使用

する者について、別に定めるところにより施設の予約を優先的に認めることができる。

(使用の許可等)

第8条 教育委員会は、第6条第1項及び前条第3項の規定により申請書が提出されたときは、これを審査し、使用を認めたときは、古賀市生涯学習センター使用許可書兼領収書(様式第2号。以下「許可書」という。)を当該申請者に交付するものとする。

2 施設の使用期間は、1回の使用につき連続して5日(ギャラリーにあっては、14日)以内とする。ただし、教育委員会が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(特別な設備等)

第9条 使用者は、特別な設備をし、又は備付器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第10条 使用者が使用の許可の取消しを受けようとするときは、直ちに古賀市生涯学習センター使用取消届出書(様式第3号)に許可書を添えて届け出なければならない。

(許可を要する行為)

第11条 生涯学習センター(敷地を含む。以下同じ。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、古賀市生涯学習センター許可行為申請書(様式第4号)により、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 寄附の募集、保険の勧誘、物品の販売、署名の収集、宣伝その他これらに類する行為
- (2) 引火性の物、爆発性の物、銃刀類その他危険性のある物を館内に持ち込む行為
- (3) テント、柵その他これらに類する物件を設ける行為
- (4) 施設又は設備を設ける行為
- (5) 広告物等の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札類を設置する行為
- (6) 拡声器により放送する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為

(禁止行為)

第12条 生涯学習センター内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 面会を強要し、又は乱暴な言動をする行為
- (2) 寄附を強要し、又は押売をする行為
- (3) 施設、設備若しくは資料等を毀損し、又は生涯学習センターの美観を損なうおそれのある行為
- (4) 指定の場所以外において喫煙又は飲食等をする

行為

- (5) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理運営上支障があると認められる行為
(職員による確認及び点検)

第13条 教育委員会は、生涯学習センターの管理運営上必要があると認めるときは、現に使用している施設内に職員を立ち入らせることができる。

2 使用者は、施設、設備及び備品等の使用が終わったときは、直ちに職員の点検を受けなければならない。
(使用料の徴収)

第14条 使用料は、許可書を交付するときに徴収する。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 使用の許可の内容が変更されたことにより追加で納付することとされた使用料については、教育委員会が指定する期日までに納入しなければならない。
(冷暖房及び設備等の使用料)

第15条 条例第11条第2項の教育委員会規則で定める冷暖房及び設備等の使用料の額は、別表第1のとおりとする。

2 設備等の使用については、使用者は、使用状況を申告しなければならない。
(使用料の減免)

第16条 条例第11条第3項に規定する教育委員会規則で定める使用料の減免の基準は、別表第2に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。
- 3 使用料の減免を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料減免申請書(様式第5号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が適当と認める者については、この手続を省略することができる。

(使用料の還付)

第17条 条例第12条ただし書に規定する還付の金額は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める金額とする。

- (1) 災害その他使用者自らの責によらない事由により、使用することができなくなったとき 使用料の全額
- (2) 教育委員会が施設の管理上又は公益上やむを得ない事由により使用の許可を取り消したとき 使用料の全額
- (3) 区分貸し施設の利用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき

ア 使用日の 6 月前 使用料の全額

イ 使用日の 1 月前 使用料の半額

- (4) 時間貸し施設の使用者が次に掲げる期日までに古賀市生涯学習センター使用取消届出書を教育委員会に提出したとき

ア 使用日の 1 月前 使用料の全額

イ 使用日の 3 日前 使用料の半額

- 2 前項の還付を受けようとする者は、古賀市生涯学習センター使用料還付申請書(様式第 6 号)に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、還付の決定を受けなければならない。ただし、前項第 1 号又は第 2 号に規定する場合においては、この手続を省略することができる。

(損害賠償)

- 第 18 条 利用者は、施設、設備又は資料等(図書館資料(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を除く。)を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに古賀市生涯学習センター汚損・破損・滅失届(様式第 7 号)により教育委員会に届け出なければならない。

第 2 章 公民館

(事業)

- 第 19 条 公民館は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 22 条に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公民館類似施設の活動支援及び整備助成にすること。
- (2) その他公民館の目的達成に必要な事業に関すること。

(職員)

- 第 20 条 公民館に館長、主事その他必要な職員を置くものとする。

(古賀市公民館運営審議会)

- 第 21 条 古賀市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)の委員の互選により、審議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

- 第 22 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 会長は、前項の規定による招集をする場合においては、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事

件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 5 その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 3 章 図書館

(事業)

- 第 23 条 図書館は、図書館法第 3 条に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館の利用案内、図書館資料の紹介等を行うこと。

- (2) 市内の地域文庫の育成及びその活動に対する支援を行うこと。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の設置目的を達成するために必要なこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、文献の解説、翻訳、学習課程の解答その他回答することが不適当と認められる事項に係る依頼に対しては、回答を行わないものとする。

(職員)

- 第 24 条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置くものとする。

(改正(平 28 教委規則第 5 号))

(館内利用)

- 第 25 条 利用者は、図書館の所定の場所において、図書館資料を利用することができる。

(図書館資料の複写)

- 第 26 条 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条第 1 項に規定する図書館資料の複写を依頼しようとする者は、館長に古賀市立図書館資料複写申込書(様式第 8 号)により申し込み、古賀市手数料条例(平成 12 年条例第 6 号)第 2 条第 1 項に規定する手数料を負担しなければならない。

- 2 複写物の使用により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写を申し込んだ者がその責任を負うものとする。

(館外貸出しを利用できる個人)

- 第 27 条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる個人は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、次条の規定により利用者登録されたものとする。

- (1) 市内に住所を有する者

- (2) 福岡地区公共図書館等の広域利用に関する協定

を締結した市町に住所を有する者

(3) 市内の事業所等に在職又は市内の学校に在学する者

(4) 市内の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生援護施設に1年間以上継続して入所する者

(個人の利用者登録等)

第28条 利用者登録を受けようとする者は、前条各号のいずれかに該当することを確認できる書類(以下「確認書類」という。)を提示して古賀市立図書館利用者カード交付(変更・再交付)申請書(様式第9号。以下この条において「申請書」という。)を図書館の館長(以下この章において「館長」という。)に提出しなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該申請者を利用者登録し、古賀市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)を交付する。

3 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から3年間とする。ただし、確認書類において申請書の記載事項等に変更がないことが確認できたときは、有効期間を更新することができる。

4 第2項の規定により利用者登録された者(以下「登録者」という。)は、利用者カードを紛失したとき又は申請書の記載事項等に変更を生じたときは、申請書により速やかに館長に届け出て、利用者カードの再交付又は変更を受けなければならない。

5 前項の再交付を受けようとする者は、交付に必要な実費として100円を負担しなければならない。

6 登録者は、利用者カードを他の者に貸与又は譲渡してはならない。この場合において、利用者カードが登録者本人以外の者に使用され、図書館資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録者本人に帰するものとする。

(館外貸出しの制限)

第29条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 参考図書、文書資料、逐次刊行物(新聞、地図、年鑑に類するものをいう。)

(2) 特に貴重な資料

(3) その他館長が特に指定した図書館資料
(貸出期間及び冊数)

第30条 登録者が館外貸出しを受けることができる期間は、貸出日から起算して15日以内、貸出しを受けることができる冊数は、一人につき10冊以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、期間

及び冊数を別に定めることができる。

2 前項の期間中に貸出しを受けている図書館資料(映像資料及び音声資料を除く。)について、別に貸出し予約がない場合に限り、館長が定める手続きにより、引き続き館外貸出しを受けることができる。
(館外貸出しの取消し等)

第31条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者登録を取消し、又は館外貸出しを停止することができる。

(1) 第27条の利用者登録の要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用者登録を受け、又は第28条第6項前段に規定する不正な行為をしたとき。

(3) 館外貸し出しを受け、前条に定める期間内に返却しないとき。

(館外貸出しを受けることができる団体)

第32条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、第36条に規定する地域文庫、市内の地域団体、職員団体、社会教育関係団体、福祉団体その他の団体のうち館長が適当と認めるもので、かつ、次条の規定により利用者登録を受けたものとする。

(団体の利用者登録等)

第33条 利用者登録を受けようとする団体の代表者は、当該代表者の確認書類を提示して古賀市立図書館利用者カード交付(変更・再交付)申請書及び古賀市立図書館団体利用登録(変更)申請書(様式第10号)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該団体を利用者登録し、利用者カードを交付する。

3 利用者カードの有効期間は、前項の規定による交付を受けた日から1年間とする。

4 第28条第4項及び第5項の規定は、団体の利用者カードの再交付又は変更を受ける場合についてこれを準用する。

5 第2項の規定により利用者登録をした団体(以下「登録団体」という。)は、利用者カードを当該団体の活動以外の目的のために使用してはならない。この場合において、登録団体以外のものに使用されたことにより図書資料の紛失等の損害が生じたときは、その責めは当該登録団体に帰するものとする。

(団体貸出しの貸出冊数等)

第34条 団体貸出しの対象とする図書館資料の種類、貸出冊数、貸出期間等は、教育委員会が定める。

(登録団体における図書館資料の管理)

第 35 条 団体貸出しを受けた登録団体の代表者は、当該図書館資料の管理について、その責任を負うものとする。

(地域文庫等)

第 36 条 地域文庫(地域等において読書活動を主たる目的として自主的に運営する団体をいう。)は、図書館に登録することにより団体貸出しの他必要な図書館の支援を受けることができる。

2 地域文庫の代表者は、前項に規定する登録を受けようとするときは、地域文庫登録申請書を館長に提出しなければならない。

3 地域文庫の代表者は、登録事項を変更し、又は登録を解除しようとするときは、地域文庫登録変更(解除)届により館長に届け出なければならない。

4 団体貸出しを受けた地域文庫の代表者は、館長の指示により当該図書館資料の利用等について報告しなければならない。

(寄贈又は遺贈)

第 37 条 図書館は、図書等の寄贈又は遺贈の申出があった場合は、館長が適当と認めたときに、これを受納することができる。

2 前項の規定により図書等の寄贈又は遺贈を受けたときは、当該図書等に寄贈者又は遺贈者の氏名及び寄贈又は遺贈の年月日を記載して、その篤志を表示することができる。

(図書館資料の弁償)

第 38 条 図書館資料を紛失し、又は毀損し、若しくは甚だしく汚損した場合の条例第 16 条の適用については、代替品の提供又はその購入代金として教育委員会が相当と認める額による弁償により行うものとする。

(古賀市図書館協議会)

第 39 条 古賀市図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 40 条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長がこれを招集し、その議長となる。

2 会長は、前項の規定による招集をする場合においては、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを

開くことができない。

4 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決める。

第 4 章 歴史資料館

(事業)

第 41 条 歴史資料館は、次に掲げる事業を行う。

(1) 歴史、民俗等に関する資料(以下この章において「資料」という。)の収集、整理保管及び専門的調査研究に関すること。

(2) 資料に関する展示会、講演会及び講習会等を開催し、並びにその開催を支援すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、歴史資料館の設置目的を達成するために必要なこと。

(改正(平 28 教委規則第 5 号))

(職員)

第 42 条 歴史資料館に館長その他必要な職員を置くものとする。

(改正(平 28 教委規則第 5 号))

(資料の館外貸出し)

第 43 条 歴史資料館が保管する資料の館外貸出しは、行わないものとする。ただし、教育、学術又は文化に関する機関、団体等から申出があった場合は、この限りでない。

(資料の撮影等の許可)

第 44 条 歴史資料館に展示され、又は所蔵されている資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

(資料の寄贈若しくは遺贈又は寄託)

第 45 条 歴史資料館は、資料の寄贈若しくは遺贈又は寄託を受けることができる。

2 前項の規定により寄贈又は遺贈を受けたときは、当該資料に寄贈する者又は遺贈者の氏名及び寄贈又は遺贈の年月日を記載して、その篤志を表示することができる。

3 歴史資料館に資料を寄託しようとする者は、資料寄託申請書により教育委員会にその旨を申し出なければならない。

4 前項の申出について教育委員会が適当と認めたときは、これを受納し、寄託資料受領書を当該寄託した者(以下「寄託者」という。)に交付するものとする。

5 前項の場合において、寄託を受けた資料の取扱いは、特別の条件がある場合のほか、他の資料と同様の扱いをするものとする。

(寄託期間)

第 46 条 前条第 1 項の規定により寄託することができる期間は、館長が寄託者と協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認める場合は、当該寄託を受けた資料を返還することができる。

(寄託資料の免責)

第 47 条 寄託資料が天災その他やむを得ない理由により、毀損又は滅失した場合は、市はその責めを負わないものとする。

第 5 章 交流館

(事業)

第 48 条 交流館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設の貸出しに関すること。
- (2) 学習の場の提供に関すること。
- (3) 学習機会の提供その他市民の生涯学習活動を支援及び推進すること。

(職員)

第 49 条 交流館に必要な職員を置くものとする。

第 6 章 補則

(補則)

第 50 条 この規則に定めるもののほか、生涯学習センターの管理及び運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 8 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

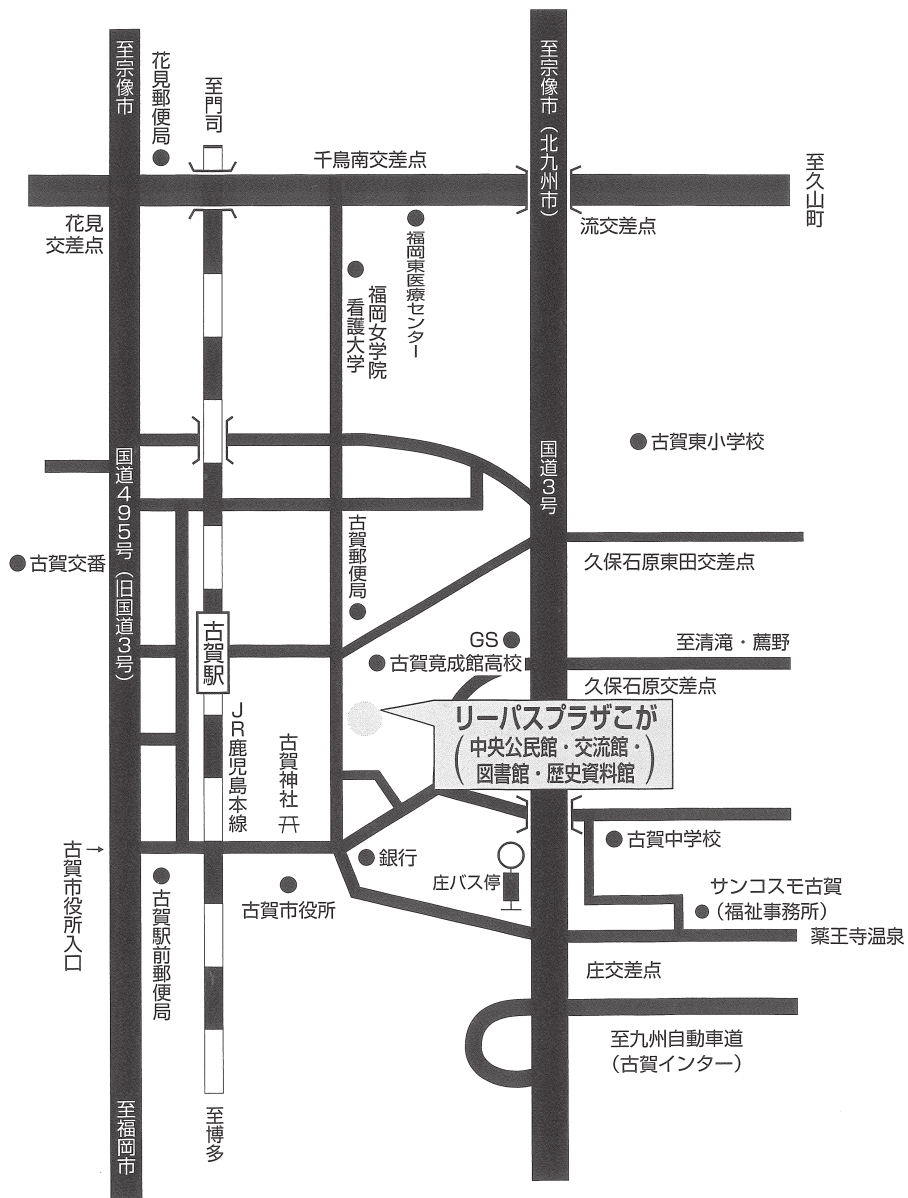
(古賀市公民館条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 古賀市公民館条例施行規則(平成 9 年教育委員会規則第 13 号)
- (2) 古賀市複合文化施設条例施行規則(平成 16 年教育委員会規則第 1 号)
- (3) 古賀市複合文化施設運営協議会設置規則(平成 23 年教育委員会規則第 17 号)

以下省略

案内図



最寄り駅 鹿児島本線古賀駅東口から徒歩 6 分

高速道路 九州自動車道古賀インターから車で5分

駐車場 収容台数:250 台

※駐車場の利用方法は、公演等で内容が変更になる場合がありますのでご注意ください。

図 書 館 要 覧

2 0 1 8 年（平成 30 年）10 月発行

〒 811-3103 福岡県古賀市中央 2 丁目 13 番 1 号

古賀市立図書館

TEL 0 9 2 （ 9 4 2 ） 2 5 6 1

FAX 0 9 2 （ 9 4 4 ） 0 9 1 8

書架の案内



古賀市生涯学習センター 古賀市立図書館